

預金保険法第80条に基づく「業務
及び財産の状況等」に関する報告書

平成14年5月13日

大分商銀信用組合

金融整理管財人

荷 宮 由 信

木 原 禄 郎

目 次

| | 頁 |
|----------------------------|---|
| I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について | |
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 経営破綻の原因 | 1 |
| (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況 | 1 |
| (2) 経営破綻に至った経緯 | 1 |
| (3) 破綻に至った要因 | 2 |
| 3. 管理を命ずる処分までの状況 | 2 |
| (1) 資本の状況 | 2 |
| (2) 自己資本回復の断念 | 2 |
| II. 業務及び財産の状況について | |
| 1. 与信業務 | 3 |
| 2. 預金業務 | 3 |
| 3. 投資等業務 | 4 |
| (1) 投資有価証券 | 4 |
| (2) 商品有価証券 | 4 |
| 4. 固定資産等の状況 | 4 |
| 5. 不良債権の状況 | 5 |
| 6. 関連会社の状況 | 5 |
| III. 事業譲渡等の見込みについて | |
| 1. 基本方針 | 6 |
| (1) 早期譲渡 | 6 |
| (2) 優良な顧客基盤・資産の維持 | 6 |
| (3) 経費の削減 | 6 |
| (4) 地域金融機能の維持 | 6 |
| (5) 内部管理体制の整備 | 6 |
| (6) 責任追求体制の確立 | 6 |
| 2. 具体的施策 | 6 |
| 3. 事業譲渡の見込み | 6 |

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成14年3月1日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産を持って債務を完済することができず、また、業務若しくは財産の状況に照らし、預金の払い戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。これを受けて、3月1日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年3月1日に選任されてから直ちに開始いたしました。時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和52年3月18日、大分県内に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については大分県下一円とし、店舗は大分市に本店1店舗を置き、営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業、サービス業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、不良債権処理に伴う自己資本の減少により協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出先が発生し、さらに、その大口の貸出先が不良債権化しておりました。そのような状況下で平成13年12月末を仮基準日とした自己査定を行った結果、大幅な債務超過となりました（当期利益▲541百万円、組合員勘定▲247百万円）。

現行の利益水準で債務超過を解消するには相当の時間を要することになり、さらに、現在の経済環境を考慮し自力再建断念するに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信用組合は、平成14年2月22日付九財金2第372号「平成13年12月末の財務状況等及び自己資本の充実策の報告について」により、平成13年12月末を基準日として、財務状況等の報告を求められたことから自己査定を実施したところ、247百万円の債務超過に陥り、自己資本比率は▲5.44%となりました。

(2) 自己資本回復の断念

当信用組合は、平成14年2月22日付九財金2第372号「平成13年12月末の財務状況等及び自己資本の充実策の報告について」に基づき平成13年12月末時点において適正な自己査定による償却・引当等を行った結果、財務内容が債務超過の状態に陥りました。自己資本の充実策の報告についても併せて求められましたが、出資金の増強策や即効性のあるリストラ策も見出せず、また、地域経済の景気回復等が見込まれない状況下で、短期間に債務超過を解消することは極めて困難と判断し、平成14年3月1日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である大分市の小売業、サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：1店舗 (単位：百万円、%)

| | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 業界平均 (13年3月期) | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|------------------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 貸出金残高 | 7,414 | 100.0 | 6,891 | 100.0 | 6,298 | 100.0 | 39,823 | 100.0 |
| 内中小企業 | 5,017 | 67.7 | 4,603 | 66.8 | 4,192 | 66.6 | 27,768 | 69.7 |
| 内個人 | 2,397 | 32.3 | 2,288 | 33.2 | 2,106 | 33.4 | 11,516 | 28.9 |
| 内その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 539 | 1.4 |

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：1店舗 (単位：百万円、%)

| | 11年3月末 | | 12年3月末 | | 13年3月末 | | 業界平均 (13年3月期) | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|------------------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 預金残高 | 8,191 | 100.0 | 7,726 | 100.0 | 6,589 | 100.0 | 65,732 | 100.0 |
| 内個人預金 | 6,848 | 83.6 | 6,374 | 82.5 | 5,747 | 87.2 | 52,367 | 79.7 |
| 内法人預金 | 596 | 7.3 | 400 | 5.2 | 512 | 7.8 | 11,118 | 16.9 |
| 内その他 | 747 | 9.1 | 952 | 12.3 | 330 | 5.0 | 2,247 | 3.4 |

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、株式主体の運用を行ってまいりましたが、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

| | 11年3月末 | 12年3月末 | 12年3月末 | 13年3月末 の評価損益 |
|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 投資有価証券 | 165 | 29 | 23 | 2 |
| 国債・地方債 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 社債 | 30 | 0 | 0 | 0 |
| 株式 | 72 | 24 | 23 | 2 |
| その他 | 63 | 5 | 0 | 0 |
| 貸付有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

13年3月期(単位：百万円、%)

| | 土 地 | | | | 建 物 | | |
|--------|-----|------------|-----|------|-----|------------|-----------|
| | 件数 | 簿価 取得価格 | 評価額 | 含み損益 | 件数 | 簿価 取得価格 | 簿価 償却後 |
| 事業用不動産 | 1 | 106 | 96 | -10 | 1 | 67 | 67 |
| 所有不動産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 12年3月期 | | 13年3月期 | | 業界平均 (13年3月期) | |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|------------------|-------------------|
| | 貸出金 残高 | 貸出金 に占め る割合 | 貸出金 残高 | 貸出金 に占め る割合 | 貸出金 残高 | 貸出金 に占め る割合 |
| 破綻先債権 | 709 | 10.3 | 697 | 11.1 | 1,163 | 2.3 |
| 延滞債権 | 1,111 | 16.1 | 725 | 11.5 | 4,402 | 8.8 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 0 | 0.0 | 674 | 10.7 | 195 | 0.4 |
| 貸出条件緩和債権 | 0 | 0.0 | 9 | 00.1 | 2,239 | 4.5 |
| 合 計 | 1,820 | 26.4 | 2,105 | 33.4 | 7,999 | 15.9 |

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 12年3月期 | | 13年3月期 | | 業界平均(13年3月期) | |
|---------|--------|--------------|--------|--------------|--------------|--------------|
| | 金額 | 債権の占 める割合 | 金額 | 債権の占 める割合 | 金額 | 債権の占 める割合 |
| 破綻更正債権等 | 1,787 | 25.9 | 1,319 | 20.9 | 3,310 | 6.2 |
| 危険債権 | 33 | 0.5 | 103 | 1.6 | 2,509 | 4.7 |
| 要管理債権 | 0 | 0.0 | 684 | 10.9 | 2,382 | 4.5 |
| 正常債権 | 5,086 | 73.6 | 4,203 | 66.6 | 44,816 | 84.6 |
| 合 計 | 6,906 | 100.0 | 6,309 | 100.0 | 53,017 | 100.0 |

6. 関係会社の状況

| 会 社 名 | 主 な 業 務 内 容 |
|-------|-------------|
| 該当なし | |

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、要請を行ってきたところ、平成14年3月15日熊本商銀信用組合との間で事業譲渡契約を締結しております。

今後とも早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上